



これまでのキャリアを振り返って

総務省ではあらゆる人と仕事ができます。各省庁の公務員とのつきあいはもちろんですが、国会、裁判所、地方自治体、国際機関といった公的機関の関係者、大学などの研究者、民間企業やNPO、マスコミ関係者、地域住民…。社会を大きく変えるイノベーションは民間や地方で起こっています。日本に大きな影響を与える制度改正の原案が、国際機関のテーブルで議論されています。大学の研究室では、実務での応用が期待される知や技術があふれています。社会の変革の兆しを感じとり、関係する人をつなぐこと、人と協力して新たな制度を作り上げること、社会における人の反応を感じることに、これが総務省で働く魅力なのではないかと思えます。

皆さんの活躍の場は、霞が関、地方公共団体、外国と大きく広がっています。全然関係のなかった場所での経験がある日つながって、予想もしていなかった新たな創発が起こること、そして自分自身が成長することが、総務省では可能です。

■1993～1996 行政管理局 他

入省1年目の青少年対策本部では青少年白書の執筆や審議会の運営、2～3年目の行政監察局では各省庁にある大学校等の研修施設の実態調査、3～4年目の行政管理局では特殊法人の査定の総括的業務を担当し、公務員の仕事の基礎を学びました。いずれの部局においても、総務省の主要な業務である「行政改革」、主要な役割である「調整」について考えることとなりました。私にとって、今なお考え続けなければならないテーマです。

■1997～1999 行政監察局(現 行政評価局)

行政監察(行政評価)は、各行政機関の業務の実施状況を時間をかけて調査をし、調査報告書を執筆し、改善に向けた所見を各省庁に提示する仕事です。金融行政に関する調査では、全国の金融機関を実地調査し、検査・監督行政の実態についてオリジナルなデータを入手した上で各省庁と議論を行いました。借り物でない、自前で得た情報が大きな力になることを知りました。最終的に行った勧告は、当時、破綻する金融機関も見られた中、大きな注目を浴びました。

■2000～2001 青少年対策本部(現 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)) 参事官補佐

青少年対策本部では、日本と外国の青年が船で共同生活を行う「青年の船」事業などの国際交流業務を担当しました。国のみで実施するのではなく、これまでに事業に参加した青年や

民間の青少年団体の力を借りながら、事業を行いました。海外出張も多かったことから、外国への関心が高まりました。

■2001～2004 在ベルギー大使館一等書記官

初めての海外勤務・生活を経験しました。当地の公用語であるフランス語の習得に苦労しましたが、今ではよい思い出です。大使館ではベルギー内政を担当し、様々なメディアから得た情報や、現地ジャーナリストから直接聞いた話を日本に報告しました。また、外務省本省や各省庁の指示を踏まえ、ベルギー連邦政府や議会を訪問し、インターネットだけではわからない当地の生の情報を入手しました。英語以外の外国語を使うことで情報収集の幅が広がりました。

■2004～2008 行政評価局総括評価監視調査官

政策評価制度を担当しました。できて間もない制度であり、多くの関係者から注目を受けている一方で、行政の中にどのように定着させ、使えるものにしていくかが課題でした。わかりやすいPR資料を費用をかけずに職員で分担して作成したり、外国の研究者を招いて我が国の制度についてコメントをもらうシンポジウムを開催しました。また、制度官庁として常に最新の情報を知っておくために外国制度について積極的に情報収集し、規制の事前評価(RIA)の仕組みを作りました。

■2008～2010 千葉県山武市副市長

総務省が小規模な市町村を応援する「頑張る地方応援プログラム」の一環として出向しました。平成の大合併の後の初代の副市長として、職員が元気を出して、職場の工夫・改善を行っていくこと、地域の住民との協働を進めることに力を入れました。



OECDの会合で発言する筆者



た。若手職員や地域の住民と一緒に、職員ブログや地域SNSをスタートさせました(今でも続いています)。また、医師不足で悩む自治体病院の経営改善のため、国の制度も活用しながら、地方独立行政法人化を行いました。

■2012～2014 地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室長

地域住民や地方公共団体職員の人材力を引き出すための研修や事業を多く実施し、議論や相談の相手となりました。全国に出張し、外部専門家や地域おこし協力隊と連携して、過疎地等の活性化のお手伝いをしました。大勢の魅力的な人材、キラリと光る地域に出会い、逆に元気をいただいたことも多かったです。地方の良さを改めて知ることができました。地方公共団体に出身した経験を活かすことができました。

■2014～現在 行政管理局 管理官(行政通則法担当)

前回の行政管理局勤務時(2010～2012)に担当した行政不服審査法と行政手続法に加え、情報公開法、行政機関個人情報保護法という行政法の重要法制の担当課長となりました。現在、昨年大きな改正が行われた行政不服審査法の施行準備のほか、行政機関におけるパーソナルデータの利活用や保護に関する制度の検討を行っています。総務省が所管するこれらの法制は、国民の権利利益の救済や保護、行政の適正な運営や公正性・透明性に関係しており、政治、研究者、関係団体から大きな関心が寄せられています。制度の改正が国民や事業者に与える影響の大きさを常に頭に入れながら、慎重に整備と検討を進めています。